

保育園ナナ 重要事項説明書

保育園ナナは、入園乳幼児に対して保育を行います。設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

1 運営主体と事業の概要

保 育 園 名	保育園ナナ		
種 別	小規模保育事業		
設置経営主体	社会福祉法人 蒼生会		
責 任 者	理事長 大久保 祐次		
所 在 地	相模原市南区鶴野森 1-16-15		
電話番号・FAX	電話 042-714-7701 FAX042-714-7703		
定員0～2歳児	0歳児 6名 1歳児 6名 2歳児 7名		
建 物	構造 鉄筋コンクリート造 4 階建 1階部分 延床面積 122.97 m ² 乳児室及び保育室 62.28 m ² (最低基準 53.46 m ²)		
保 育 時 間	保 育 標 準 時 間	月曜日～金曜日	7:00 ～ 6:00 (11時間)
		土曜日	7:00 ～ 6:00 (11時間)
時 間	保 育 短 時 間	月曜日～金曜日	8:30 ～ 4:30 (8時間)
		土曜日	8:30 ～ 4:30 (8時間)
延長保育料	「延長保育申請書」を提出されている方 350円/1時間 ※申し込みされていてご利用がない月は、延長手続き料として1ヶ月300円いただきます。 AB階層の方は減免がありますので事務へお申し出ください		
休 室 日	日曜日、国民の祝日 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日		
事業開始時期	平成29年 4月 1日		

2 保育時間と保育料金

保育料（利用者負担額）	保護者が居住する市町村が定める保育料
-------------	--------------------

保育料納付について

- (1) 当該市町村が定める保育料は毎月口座振替により支払いをする。
- (2) 保育料は出席の有無にかかわらず、毎月1日に在籍している園児が、支払いの対象者となる。
- (3) 保育料の納入方法

本園では、園指定の金融機関からの口座振替による納入依頼をする。

(口座振替手数料は本園で負担する。)

(4) 振替日

毎月 27 日（休日の場合は翌営業日）に当月分を振替する。

27 日に振替できない場合は翌月 10 日に再手続きをする。

2 回の支払日に振替手続きが確認できない場合は、保護者がすみやかに金融機関にて園口座に振り込みを行う。なお、退園月の 1 回目の振替が確認できない場合は最終登園日に園事務室で費用の負担を受けるものとする。

(5) 3 ヶ月以上保育料を滞納した場合は、退園勧告を行う場合あり。

退園時には、滞納していた保育料全額の負担を受けるものとする。

(6) 保育料は、入園した年度の 4 月 1 日前日時点での満年齢で計算するため、年度中に年齢があがっても変更はない。ただし、年度内の算定により 9 月以降保育料が変更となる場合もある。

(7) 提出書類の遅滞や書類の不備による保育料の変更に伴う返金、および 2 回の支払日に振替手続きが確認できず保護者が園口座に振り込む場合についての振り込み手数料は保護者負担とする。

3 職員体制

施設長 1 名

保育士（有資格者） 9 名

* 職員の職種・員数は別表 1 のとおりとする。職員数は国の基準を下回らず、子どもの人数により変動する。

4 保育料以外の料金（保育料以外に徴収する料金がある場合）

保育において提供する便宜に要する費用（以下、実費負担）、および緊急時の対応にかかる医療費・文書料等の費用については、保護者から実費の負担を受けるものとする。

(1) 実費負担は、当月末締め翌月 10 日頃請求書を配布し、毎月口座振替により支払いを依頼する。料金は別表 2.3

(2) 実費負担の納入方法

本園では、園指定の金融機関からの口座振替による納入依頼をする。

（口座振替手数料は保護者負担とする。）

(3) 振替日

毎月 15 日（休日の場合は翌営業日）に前月分を振替する。

15 日に振替できない場合は 25 日に再手続きをする。

2 回の支払日に振替手続きが確認できない場合は、保護者がすみやかに金融機関にて園口座に振り込みを行う。尚、退園月の実費負担は、最終登園日に園事務室で費用の負担を受けるものとする。

(4) 3 ヶ月以上実費負担を滞納した場合は、退園勧告を行う場合あり。

退園時には、保護者から滞納していた実費負担の全額費用の負担を受けるものとする。

(5) 提出書類の遅滞や書類の不備による保育料の変更に伴う返金、および 2 回の支払日に振替手続きが確認できず保護者が園口座に振り込む場合の振り込み手数料は保護者負担とする。

5 賠償責任保険の加入状況

本園では、以下の保険に加入（天災が原因の怪我は補償外）

保険の種類	施設賠償責任保険	民間社会福祉施設賠償責任保険
	傷害保険	日本スポーツ振興センター他

6 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	担当保育士	
相談・苦情解決責任者	園長	
第三者委員	かながわ保育研究会 利用者相談室	電話番号 0463-83-0515

7 嘱託医

嘱託医名（小児科）	大山宣秀医師（大山小児科）	
所在地	相模原市南区上鶴間本町 2-10-11 リバーリッジ町田 1 F	
電話番号	042-747-3539	

嘱託医名（歯科）	鈴木英朗医師（すずき歯科医院）	
所在地	相模原市南区古淵 3-12-12 アクシス古淵 2 F	
電話番号	042-757-8241	

8 社会福祉法人蒼生会が運営する保育園ナナ（以下「ナナ」という。）は、同法人が運営する認定こども園モモ（以下「モモ」という。）を相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年条例第48条）第7条に定める連携施設として確保し、下記の内容で連携を実施することについて届け出ています。

（1）保育内容の支援

- ① モモは、ナナの児童に対して、集団保育の場の提供や園児同士の関係を深めることを目的として、モモが開催する行事への参加や合同での保育の機会を提供する。
- ② モモは、ナナの児童に対して、運動遊びや園外活動の場として定期的に園を開放する。
- ③ モモは、ナナに対し、職員の交流や合同での研修を実施するなど、保育に関する必要な支援を行う。

（2）卒園後の受け入れ

- ① モモは、ナナの卒園児が利用できる枠を1名以上確保する。
- ② ナナは、毎年10月末までにモモへの入園希望者の数を調査し、その数を基に翌年度4月からモモで受け入れる児童の数を法人内で調整する。

（3）代替保育の提供

- ① モモは、ナナが職員の病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じてモモでの児童の受入れやナナへの職員の派遣等による代替保育を提供する。

*連携に必要な園児情報は共有します。

1～8以外の重要事項説明書については、保育園ナナのしおりとします。

附 則

平成 29 年 4 月 1 日より施行

附 則

平成 30 年 4 月 1 日より施行

附 則

令和元年 10 月 1 日より施行

附 則

令和 5 年 4 月 1 日より施行